

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第14条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

【解説】

第9条において、子どもの意見表明や参加する権利について述べましたが、本条ではその権利を保障するにあたって、子どもにかかわる人々が行っていくべきことを掲げています。

第2項では子どもが意見を表明し、参加することができる場や機会を提供することについて触れています。私たちが住む志免町は、大人だけのものではなく、多くの子どもが住んでいます。そのため、町づくりを考えるときには、大人の意見だけではなく子どもの意見も反映させるほうが、より多面的でよい町づくりに繋がると考えられます。大人には選挙権があり、選挙で選ばれた人によって町づくりが議論されますが、そこに子どもの意見が直接は反映されません。子どもが参加する場や機会を提供することにより、子どもは自らの意見や、思い描く未来を表明することができます。その際大切なのは、参加の場や機会を単なる一過性のイベントで終わらせるのではなく、そこで出された意見が尊重されていく仕組みを作り、自らの意見が尊重されているのだと子どもが実感していくことだと認識しなければなりません。

(子どもの居場所)

第15条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。

【解説】

第13条の「地域における子どもの権利の保障」において、町民が子どもの居場所を確保、充実し、支援していく必要性について触れました。ここではさらに、子どもの居場所に対する町の姿勢について言及しています。ここでの「ありのままの自分であること」とは、自分勝手な行動を擁護する意味合いではなく、子どもが大人から既存の子ども像の型にはめられて判断され、扱われることなく、自分が自分としていられることを指します。

この施策は、あくまで子どもの自主性を第一に考えて実施することが大切であり、行政からの「押し付け」により行うべきではありません。町の役割は、居場所にかかわる子ども及び自主的に居場所活動を行う町民などを支援することだと考えます。

(施策の推進)

第16条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第24条に定める子どもの権利委員会に報告します。

【解説】

町は、第2章から第5章までに述べられた子どもの権利について、その普及や保障が充分なされるための取り組みや、支援する内容を盛り込んだ施策を行動計画として作成します。これらの計画は、いずれかの権利が見落とされることがないように、すぐに取り組めるものや、数年かけて取り組むものなど、効果的に進められるよう考慮して計画されるものです。